0 証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)

改正

案

(保証金代用有価証券)

(保証金代用有価証券)

現

行

第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第五条 証券会社がその担定に基づき金融で表する。